



3月8日(水) 18:30~20:30

講師：谷 次郎 弁護士

1972年生まれ

弁護士になる前は、パソコン講師の仕事をしていたこともあります。担当事件としては、教員の君が代問題の訴訟や原発訴訟、安保法制違憲訴訟など、行政相手の事件が多いです。また、安倍元首相の「国葬」反対の取り組みも積極的に行いました。

SNSが普及し、インターネット上のコミュニケーションが広まった現在、匿名の不特定多数に向けた書き込みが、個人に対する名誉毀損になってしまうというトラブルが増加しています。

労働事件においても、労働組合が、街宣活動やビラまき、組合ホームページやSNSなどへの投稿で会社を批判する言動に対し、会社側から、名誉毀損であると主張されることがあります。

会社を批判することは重要な組合活動であり、労働組合法により保護されていますので、原則として、名誉毀損には該当しません。もっとも、その態様によっては、損害賠償の対象になることもありますので、名誉毀損についての基本的な知識が不可欠です。

この講座では、名誉毀損についての基本的な要件や裁判例、インターネット上の書き込みについての一般的な注意点とともに、組合活動を行うにあたって、特に注意すべき点について、ITや名誉毀損に詳しい谷次郎弁護士が解説します。

日常生活でも組合活動でも役に立つこの知識をこの機会にしっかりと学びましょう。みなさま奮ってご参加ください。

## 1. 受講方法

- (1) WEB受講：先着100名
- (2) 大阪労働者弁護団事務所受講：先着5名（事務所受講は賛助団体の方に限ります）  
※メールまたはQRコードで下記をご記入の上、お申し込みください。（[lala-osaka1975@nifty.com](mailto:lala-osaka1975@nifty.com)）  
〔お名前・団体名・メールアドレス・緊急時連絡先・受講料振込人名義・特にお聞きになりたいこと〕

## 2. 受講料：1300円

※賛助団体所属の方は800円（お申し込み時に必ず所属団体名をご記入ください）  
（賛助団体：年会費のご負担をお願いして当弁護団を支えてくださっている団体）

お申し込みをくださった方に受講料振込口座をお知らせいたしますので、**3月3日までに振り込んでください。**

入金を確認された方には、受講日の前日までに参加URLと資料をお送りいたします。

※いったんお支払いされた受講料は、原則として返金できません。

※講座終了後に録画配信を予定しています。録画配信案内をご希望の方はお知らせください。



大阪労働者弁護団 大阪労働者弁護団は1975年に設立された労働者の立場に立つ法律家集団です。

大阪市北区西天満4-10-19-603

電話06-6364-8620 [lala-osaka1975@nifty.com](mailto:lala-osaka1975@nifty.com) <http://www.lalaosaka.com/>